

付 録

付録 1 ... 「知的財産活動調査票」業種欄と「日本標準産業分類」との対応

付録 2 ... 非製造業における「研究」の定義

付録 1 「知的財産活動調査票」業種欄 と 「日本標準産業分類」との対応

業種対応表			日本標準産業分類	業種対応表			日本標準産業分類	
大分類	中分類	小分類		大分類	中分類	小分類		
1 農 林 水 産 業			011 耕種農業	製 造 業 (続 き)	5 繊維工業		111 製糸業	
			012 畜産農業					112 紡績業
			013 農業サービス業(園芸サービス業を除く)					113 ねん糸製造業
			014 園芸サービス業					114 織物業
			021 育林業					115 ニット生地製造業
			022 素材生産業					116 染色整理業
			023 特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)					117 網・網製造業
			024 林業サービス業					118 レース・繊維雑品製造業
			029 その他の林業					119 その他の繊維工業
			031 海面漁業					121 織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)
		032 内水面漁業			122 ニット製外衣・シャツ製造業			
		041 海面養殖業			123 下着類製造業			
		042 内水面養殖業			124 和装製品・足袋製造業			
2 鉱 業			051 金属鉱業	製 造 業 (続 き)	6 パルプ・紙工業		125 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	
			052 石炭・亜炭鉱業					129 その他の繊維製品製造業
			053 原油・天然ガス鉱業					151 パルプ製造業
			054 採石業、砂・砂利・玉石採取業					152 紙製造業
			055 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)					153 加工紙製造業
		059 その他の鉱業			154 紙製品製造業			
3 建 設 業			061 一般土木建築工事業	製 造 業 (続 き)	7 印刷業		155 紙製容器製造業	
			062 土木工事業(舗装工事業を除く)					159 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
			063 舗装工事業					161 印刷業
			064 建築工事業(木造建築工事業を除く)				162 製版業	
			065 木造建築工事業				163 製本業、印刷物加工業	
			066 建築リフォーム工事業				169 印刷関連サービス業	
			071 大工工事業				8 総合化学・化学繊維工業	
			072 とび・土木・コンクリート工事業				171 化学肥料製造業	
			073 鉄骨・鉄筋工事業				172 無機化学工業製品製造業	
			074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業				173 有機化学工業製品製造業	
			075 左官工事業				174 化学繊維製造業	
			076 板金・金物工事業				9 油脂・塗料工業	
			077 塗装工事業				175 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	
			078 床・内装工事業				10 医薬品工業	
			079 その他の職別工事業				176 医薬品製造業	
		081 電気工事業			11 8～10以外の化学工業			
		082 電気通信・信号装置工事業			177 化粧品・歯磨き・その他の化粧品用調整品製造業			
		083 管工事業(さく井工事業を除く)			179 その他の化学工業			
		084 機械器具設置工事業			12 石油製品・石炭製品工業			
		089 その他の設備工事業			181 石油精製業			
製 造 業	4 食品工業		091 畜産食料品製造業				182 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	
			092 水産食料品製造業				183 コークス製造業	
			093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業				184 舗装材料製造業	
			094 調味料製造業				189 その他の石油製品・石炭製品製造業	
			095 糖類製造業				13 プラスチック製品工業	
			096 精穀・製粉業				191 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	
			097 パン・菓子製造業				192 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	
			098 動植物油脂製造業				193 工業用プラスチック製品製造業	
			099 その他の食料品製造業				194 発泡・強化プラスチック製品製造業	
			101 清涼飲料製造業				195 プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)	
			102 酒類製造業				199 その他のプラスチック製品製造業	
	103 茶・コーヒー製造業							
	104 製氷業							
	106 飼料・有機質肥料製造業							

業種対応表			日本標準産業分類	業種対応表			日本標準産業分類	
大分類	中分類	小分類		大分類	中分類	小分類		
製 造 業 (続 き)	14 ゴム製品 工業		201 タイヤ・チューブ製造業 202 ゴム製・プラスチック製履物・同 附属品製造業 203 ゴムベルト・ゴムホース・工業用 ゴム製品製造業 209 その他のゴム製品製造業	製 造 業 (続 き)	電気機械 工業	20 電気機械 器具工業	271 発電用・送電用・配電用・産業 用電気機械器具製造業 272 民生用電気機械器具製造業 273 電球・電気照明器具製造業 274 電子応用装置製造業 275 電気計測器製造業 279 その他の電気機械器具製造業	
		15 窯業					221 ガラス・同製品製造業 222 セメント・同製品製造業 223 建設用粘土製品製造業(陶磁 器製を除く) 224 陶磁器・同関連製品製造業 225 耐火物製造業 226 炭素・黒鉛製品製造業 227 研磨材・同製品製造業 228 骨材・石工品等製造業 229 その他の窯業・土石製品製造 業	21 通信・電子・ 電気計測器 工業
	16 鉄鋼業					231 製鉄業 232 製鋼・製鋼圧延業 233 製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く) 234 表面処理鋼材製造業 235 鉄素形材製造業 239 その他の鉄鋼業	22 自動車工業	
			17 非鉄金属 工業					241 非鉄金属第1次製錬・精製業 242 非鉄金属第2次製錬・精製業(非 鉄金属合金製造業を含む) 243 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸・ 押しを含む) 244 電線・ケーブル製造業 245 非鉄金属素形材製造業 249 その他の非鉄金属製造業
				18 金属製品 工業		251 プリキ缶・その他のめっき板等 製品製造業 252 洋食器・刃物・手道具・金物類 製造業 253 暖房装置・配管工事用附属品 製造業 254 建設用・建築用金属製品製造 業(製缶板金業を含む) 255 金属素形材製品製造業 256 金属被覆・彫刻業, 熱処理業 (ほうろく鉄器を除く) 257 金属線製品製造業(ねじ類を 除く) 258 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・ 木ねじ等製造業 259 その他の金属製品製造業	24 精密機械 工業	311 計量器・測定器・分析機器・試 験機製造業 312 測量機械器具製造業 313 医療用機械器具・医療用品製 造業 314 理化学機械器具製造業 315 光学機械器具・レンズ製造業 316 眼鏡製造業(枠を含む) 317 時計・同部分品製造業
	19 機械工業				261 ボイラ・原動機製造業 262 農業用機械製造業(農業用器 具を除く) 263 建設機械・鉱山機械製造業 264 金属加工機械製造業 265 繊維機械製造業 266 特殊産業用機械製造業 267 一般産業用機械・装置製造業 268 事務用・サービス用・民生用機 械器具製造業 269 その他の機械・同部分品製造 業	25 4~24以外 の工業		105 たばこ製造業 131 製材業, 木製品製造業 132 造作材・合板・建築用組立材 料製造業 133 木製容器製造業(竹, とうを含 む) 139 その他の木製品製造業(竹, とう を含む) 141 家具製造業 142 宗教用具製造業 143 建具製造業 149 その他の家具・装備品製造業 211 なめし革製造業 212 工業用革製品製造業(手袋を 除く) 213 革製履物用材料・同附属品製 造業 214 革製履物製造業 215 革製手袋製造業 216 かばん製造業 217 袋物製造業 218 毛皮製造業 219 その他のなめし革製品製造業 321 貴金属・宝石製品製造業 322 楽器製造業 323 がん具・運動用具製造業 324 ペン・鉛筆・絵画用品・その 他の事務用品製造業 325 装身具・装飾品・ボタン・同関 連品製造業(貴金属・宝石製 を除く)

業種対応表			日本標準産業分類	業種対応表			日本標準産業分類
大分類	中分類	小分類		大分類	中分類	小分類	
製造業 (続き)	25 4～24以外の工業 (続き)		326 漆器製造業		28		491 各種商品卸売業
			327 畳・傘等生活雑貨製品製造業				卸売業
26 運輸・公益業			328 武器製造業				
			329 他に分類されない製造業				卸売業
			331 電気業				
			341 ガス業				卸売業
			351 熱供給業				
			361 上水道業				卸売業
			362 工事用水道業				
			363 下水道業				卸売業
			421 鉄道業				
			431 一般乗合旅客自動車運送業				卸売業
			432 一般乗用旅客自動車運送業				
			433 一般貸切旅客自動車運送業				卸売業
			439 その他の道路旅客運送業				
			441 一般貨物自動車運送業				卸売業
			442 特定貨物自動車運送業				
			443 貨物軽自動車運送業				卸売業
			444 集配利用運送業				
			449 その他の道路貨物運送業				卸売業
			451 外航海運業				
			452 沿海海運業				卸売業
			453 内陸水運業				
			454 船舶貸渡業				卸売業
			461 航空運送業				
			462 航空機使用業(航空運送業を除く)				卸売業
			471 倉庫業(冷凍倉庫業を除く)				
			472 冷蔵倉庫業				卸売業
			481 港湾運送業				
			482 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)				卸売業
			483 運送代理店				
			484 こん包業				卸売業
			485 運輸施設提供業				
			489 その他の運輸に附帯するサービス業				卸売業
			371 信書送達業				
			372 固定電気通信業				卸売業
			373 移動電気通信業				
			374 電気通信に附帯するサービス業				卸売業
			381 公共放送業(有線放送業を除く)				
			382 民間放送業(有線放送業を除く)				卸売業
			383 有線放送業				
			391 ソフトウェア業				卸売業
			392 情報処理・提供サービス業				
			401 インターネット附随サービス業				卸売業
			411 映像情報制作・配給業				
			412 音声情報制作業				卸売業
			413 新聞業				
			414 出版業				卸売業
			415 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業				
			30				金融・保険業
							金融・保険業
							金融・保険業

業種対応表			日本標準産業分類	業種対応表			日本標準産業分類
大分類	中分類	小分類		大分類	中分類	小分類	
30 金融・ 保険業 (続き)			651 証券業 652 証券業類似業 653 商品先物取引業, 商品投資業 661 補助的金融業, 金融附帯業 671 生命保険業 672 損害保険業 673 共済事業 674 保険媒介代理業 675 保険サービス業	サ イ ビ ス 業 (続 き)	37	33~36以外 のサービス業 (続き)	755 障害者福祉事業 759 その他の社会保険・社会福祉・ 介護事業 781 郵便局 782 郵便局受託業 791 農林水産業協同組合(他に分 類されないもの) 792 事業協同組合(他に分類され ないもの) 801 法律事務所, 特許事務所 802 公証人役場, 司法書士事務所 803 公認会計士事務所, 税理士事 務所 804 獣医業 805 土木建築サービス業 806 デザイン・機械設計業 807 著述・芸術家業 808 写真業 809 その他の専門サービス業 821 洗濯業 822 理容業 823 美容業 824 公衆浴場業 825 特殊浴場業 829 その他の洗濯・理容・美容・浴 場業 831 旅行業 832 家事サービス業 833 衣服裁縫修理業 834 物品預り業 835 火葬・墓地管理業 836 冠婚葬祭業 839 他に分類されない生活関連 サービス業 841 映画館 842 興行場(別掲を除く), 興行団 843 競輪・競馬等の競走場, 競技 団 844 スポーツ施設提供業 845 公園, 遊園地 846 遊戯場 849 その他の娯楽業 851 一般廃棄物処理業 852 産業廃棄物処理業 859 その他の廃棄物処理業 861 自動車整備業 871 機械修理業(電気機械器具を 除く) 872 電気機械器具修理業 873 表具業 879 その他の修理業 881 各種物品賃貸業 882 産業用機械器具賃貸業 883 事務用機械器具賃貸業 884 自動車賃貸業 885 スポーツ・娯楽用品賃貸業 889 その他の物品賃貸業 891 広告代理業 899 その他の広告業
	31 不動産業		681 建物売買業, 土地売買業 682 不動産代理業・仲介業 691 不動産賃貸業(貸家業, 貸間 業を除く) 692 貸家業, 貸間業 693 駐車場業 694 不動産管理業				
	32 飲食店・ 宿泊業		701 食堂, レストラン 702 そば・うどん店 703 すし店 704 喫茶店 709 その他の一般飲食店 711 料亭 712 バー, キャバレー, ナイトクラブ 713 酒場, ビヤホール 721 旅館, ホテル 722 簡易宿所 723 下宿業 729 その他の宿泊業				
サ イ ビ ス 業	33 教育機関 (大学等)		761 小学校 762 中学校 763 高等学校, 中等教育学校 764 高等教育機関 765 特殊教育諸学校 766 幼稚園 767 専修学校, 各種学校 771 社会教育 772 職業・教育支援施設 773 学習塾 774 教養・技能教授業 779 他に分類されない教育, 学習 支援業				
	36 33~35以外 の研究開発・ 分析試験業		811 自然科学研究所 812 人文・社会科学研究所				
	37 33~36以外 のサービス業		731 病院 732 一般診療所 733 歯科診療所 734 助産・看護業 735 療術業 736 医療に附帯するサービス業 741 保健所 742 健康相談施設 749 その他の保健衛生 751 社会保険事業団体 752 福祉事務所 753 児童福祉事業 754 老人福祉・介護事業(訪問介 護事業を除く)				

業 種 対 応 表			日本標準産業分類
大分類	中分類	小分類	
サ ー ビ ス 業 (続 き)	37 33～36以外 のサービス業 (続 き)		901 速記・ワープロ入力・複写業 902 商品検査業 903 計量証明業 904 建物サービス業 905 民営職業紹介業 906 警備業 909 他に分類されない事業サービス業 911 経済団体 912 労働団体 913 学術・文化団体 914 政治団体 919 他に分類されない非営利的団体 921 神道系宗教 922 仏教系宗教 923 キリスト教系宗教 929 その他の宗教 931 集会場 932 と畜場 933 他に分類されないサービス業 941 外国公館 949 その他の外国公務
38 その他の業種			951 立法機関 952 司法機関 953 行政機関 961 都道府県機関 962 市町村機関 999 分類不能の産業
<p>以下の業種に該当する方は、こちらを優先して下さい。</p> <p>34 技術移転機関(TLO)</p> <p>35 公的研究機関(独立行政法人を含む)</p>			

「日本標準産業分類」は平成14年3月に改訂されたものです。

付録2 非製造業における「研究」の定義

1) 情報通信業(うちソフトウェア業)

いわゆる製品開発も「研究」となりますので、パッケージ商品の開発、受注開発のいずれも研究に含まれます。

ただし、ソフトウェア開発に関係するあらゆる業務が「研究」に該当するものではありません。開発業務のうち「科学・技術の発展に寄与する可能性のあるもの」のみが「研究」となります。

(例)

研究とするもの： システム設計、プログラム設計、アルゴリズムの設計、データ構造定義などの設計作業、既存ソフトの機能強化

研究としないもの： コーディング作業、プログラム言語の変換、デバッグ、既存ソフトのカスタマイズ、ユーザーサポート、システム運用管理、ドキュメント作成、デジタルコンテンツの編集

(備考)

- 機能強化を伴わないカスタマイズ、不具合の修正は研究とはしません。
- 既存のパッケージソフトのユーザー仕様への適応(例えば経営管理システムパッケージをユーザー企業へ適応させるためのデータ項目の定義、画面インターフェイスの変更など)も、ソフトウェアの本質的な機能強化ではないので、研究とはなりません。

2) 金融・保険業

情報収集のために新たな手法を試みたり、新たな調査あるいは評価方法の開発とその実施は研究活動に含まれます。

また、社会経済的な状況と消費動向の関係の分析、消費者動向の調査のための新たな手法の開発などは、研究活動であると見なします。その際、研究プロジェクトの一環としてのデータ調査に要した費用(調査計画、データ収集と評価等のための費用)は研究費用に含まれます。

一方、既存の手法を用いたデータ収集とその評価による市場分析や売上データの収集とその統計的な処理などは研究活動には含みません。

(例)

金融業における研究活動の例

- リスク評価のための「金融数学」や「金融工学」に関する研究
- 顧客の口座運用方法の調査手法の開発
- 「ホームバンキング」のための新たなアプリケーションソフトウェアの開発

保険業における研究活動の例

- 保険、金融に関する新たな数学的手法の開発
- 顧客データの新たな評価手法の開発
- 様々な損害状況に応じた適切なリスク因子決定のための調査

上記以外の業種に関しても、これらの例を参考にして、貴社の業務のうち「事物・機能・現象等について新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求」を研究活動の定義として、記入者の判断により、回答してください。